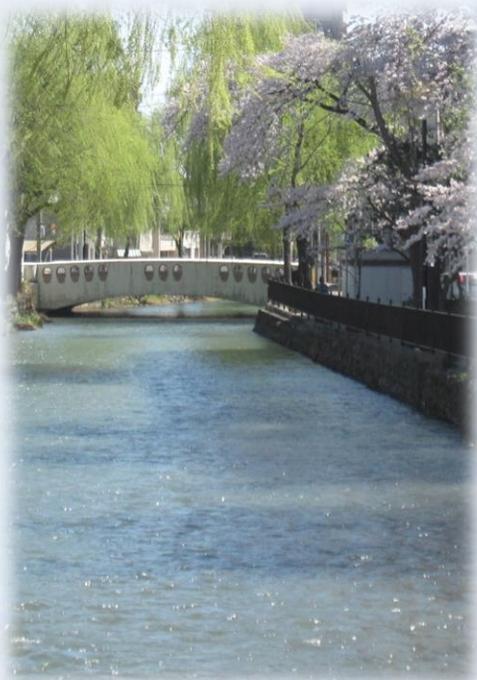


令和二年度新規募集中

前橋市内には、前橋らしい景観を創り出している素晴らしい建造物、樹木、風景が数多くあります。これらを誇るべき「景観資産」として登録し、市内外の方々へ発信するとともに、保全していくための制度です。

前橋市景観資産登録制度



問い合わせ先

前橋市役所 都市計画課
景観・歴史まちづくり係

電話 027-898-6974

FAX 027-221-2361

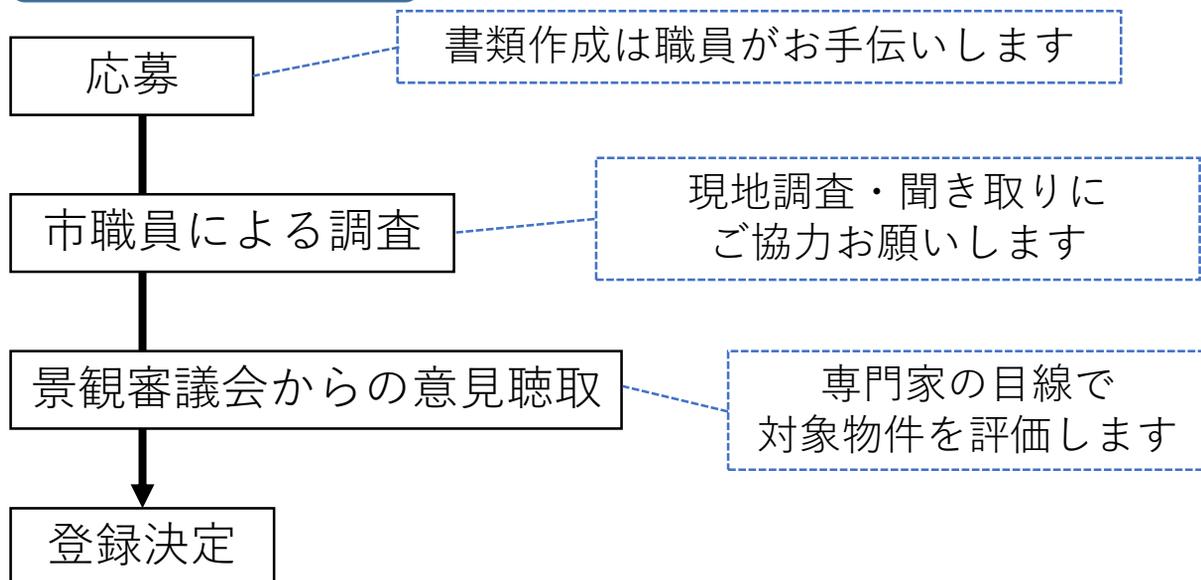
E-mail

toshikeikaku@city.maebashi.gunma.jp

景観資産登録制度



登録までの流れ



制度の特徴

- ・権利制限を伴わない、前橋市独自の緩やかな制度です
- ・建造物などの維持管理状況を毎年把握させていただくことで、文化財への昇格や保全、活用に関する相談を迅速に行うことができます

対象物

- ①建造物等
- ②樹木
- ③風景と視点場

*①、②は所有者のみ応募可
*③は公共の場所から見渡せるもの

登録が決定したら

- ・前橋市のホームページ等で誇るべき景観資産として紹介します
- ・物件所有者の方に登録プレートを交付します
- ・保全や活用の方法などについて景観アドバイザーをご利用いただけます
- ・維持管理における相談をお受けします
- ・利用できる支援制度について情報提供します
- ・年に1回の現状報告をお願いします

詳しくは前橋市HPで

制度について



応募について

